

宇部市SDGs未来共創企業登録制度

令和8年度 実施要領

[募集期間]： 令和8年7月13日（月） ～ 令和8年9月4日（金）

1 制度の目的

この制度は、宇部市SDGs未来都市計画に掲げた「2030年にあるべき姿」を実現するため、SDGsに積極的に取り組む企業を「宇部市SDGs未来共創企業」として登録することにより、多くの市内企業等がSDGsの視点を企業活動に積極的に取り入れ、「持続可能なまちづくり」の推進を目指すものです。

また、市が実施してきた「宇部SDGsフレンズ」制度がSDGsに関心のある個人、企業、団体が、相互交流や情報交換を通じて連携を図ることのできる交流の場の提供を目指したものであるのに対し、本制度は市内企業のSDGsに関する意識啓発、SDGs活動の活性化を目指す制度になります。

2 登録について

(1) 登録対象者

次の要件をすべて満たす団体とします。

- ・宇部市内に事業所等を置く法人、その他団体（国及び地方公共団体を除く。）又は個人事業主。
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ・市税の滞納をしていないこと。
- ・その他、公序良俗に反する行為及び法令違反がないこと。

(2) 登録要件

申請内容が以下のすべての要件を満たしているものを登録対象とします。

- ・SDGs達成に向け、既に実施している又は申請後1年以内に実施する具体的な取組を示していること。
- ・宣言する取組が、地域の課題解決にどのように関係するか、どのように地域の課題解決に資するか具体的に示していること。
- ・SDGs達成に向けた取組方針及び重点的な取組を宣言していること。

(3) 登録期間

登録された日の属する年度から3年を登録期間とします。登録の起算日は登録日の属する年度の初日から起算します。

(例) 令和8年10月1日に登録された場合→令和11年3月31日までが登録期間
なお、必要書類を提出することで更新は可能です。

(4) 登録のメリット

「宇部市SDGs未来共創企業」として登録されると、次のようなメリットがあります。

- ・「宇部市SDGs未来共創企業」登録証の取得
- ・市ウェブサイト等でのSDGsの取組の紹介
- ・市の策定する登録ロゴの使用
- ・三井住友海上火災保険株式会社の企業向けサービスの利用
(組織内研修・ワークショップ等における講師の派遣、中小企業のマッチング制度「ジェグテック」の登録支援等)

※当該制度は、令和8年度から宇部市総合評価競争入札における「地域貢献度」の評価対象項目になりました。

3 登録申請

(1) 募集期間

令和8年7月13日(月) ～ 令和8年9月4日(金)

(2) 申請方法

申請にあたっては次の書類を作成し、担当部署まで電子メールで提出してください。

(提出書類)

- ・宇部市SDGs未来共創企業登録申請書(様式第1号)
- ・SDGs達成に向けた取組チェックシート(様式第2号)
- ・SDGs達成に向けた宣言書(様式第3号)

(担当部署)

宇部市総合政策部 連携共創推進課

アドレス: co-creation@city.ube.yamaguchi.jp

※申請書類を提出後は、到着確認のため連携共創推進課(0836-34-8891)まで、電話連絡をお願いいたします。

4 制度概要について

詳細については、宇部市公式ウェブサイト、又は別添のチラシをご覧ください。

5 スケジュール

全体のスケジュールとしては以下のとおり予定しております。通年の募集ではないので、申請期間にご注意ください。

項 目	日程
登録申請 期間	令和8年7月13日～令和8年9月4日
申請書類の確認・登録作業	令和8年9月7日～令和8年9月下旬
登録証の送付	令和8年10月上旬（予定）
登録企業の公開	令和8年10月中旬（予定）

※申請件数により、日程は多少変動することがあります。

6 問い合わせ先

◆制度全般に関すること

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市総合政策部 連携共創推進課 担当：三戸

電 話： 0836-34-8891 FAX： 0836-22-6008

E-mail： co-creation@city.ube.yamaguchi.jp

◆企業向けサービス利用に関すること

〒754-0014 山口市小郡高砂町2-8 AZURE新山口4階

三井住友海上火災保険株式会社 山口支店 山口支社 担当：中阪・橋谷

電 話： 083-974-3172 FAX： 083-972-2867

E-mail： junichi.nakasaka@ms-ins.com m-hashitani@ms-ins.com